

看板掲示による周知方法

愛知県から尾張北東区域（春日井市管内区域）に光化学スモッグ予報及び注意報等が発令された場合は、その旨を市環境保全課（公共施設にあっては所管課等）から連絡させていただきます。

その際には、掲示板等をご利用のうえ、来店者（来館者）の皆様に周知いただきますようお願いいたします。（掲示方法に関しましては下記をご覧ください。）

掲示方法

- （１） 掲示文書（別添のとおり A 3 程度の大きさの用紙に印刷してください）

（例）光化学スモッグ予報発令中

- 1 屋外での特に過激な運動はさけてください。
- 2 目やのどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに、春日井保健所等に連絡してください。

問い合わせ先 愛知県春日井保健所（電話 31-2188）
春日井市環境保全課（電話 85-6217）

※ 通報の内容が注意報または警報、重大警報の場合は、それぞれ「注意報発令中」又は「警報発令中」、「重大警報発令中」の看板としてください。

（２） 掲示場所

店内（館内）の掲示板や出入口ドア付近など、来店者（来館者）の目に留まりやすい場所に掲示してください。

（３） 解除後の対応について

注意報等が解除されたときには、その旨を連絡させていただきますので、速やかに掲示文書を変更若しくは撤去してください。